

成年後見 コスモスおおさかだより

第53号 令和8年 秋号

～誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らせるように～

発行元 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター大阪府支部

【ご挨拶】

平素より、公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター大阪府支部(コスモスおおさか)の活動にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。去る9月25日には定時総会を無事終えることができ、新たな年度の活動がスタートいたしました。日頃から私たちの活動を支えてくださっている行政、福祉、医療、介護をはじめとする関係機関の皆さまに、改めて厚く御礼申し上げます。

成年後見制度はいま、大きな転換期を迎えています。

制度そのものの見直しが進む一方、地域の現場では、認知症のある高齢者や障がいのある方への支援、身寄りのない方への対応、財産管理や各種契約、将来への備えなど、さまざまな課題が生じています。こうした課題は、専門職だけで解決できるものではありません。本人の身近にいるケアマネジャーや地域包括支援センター、社会福祉協議会、医療・介護関係者、行政など、地域で支援に携わる皆さまとの連携が欠かせません。コスモスおおさかでは、こうした「地域とのつながり」を特に大切に活動してきました。その一つが、福祉職の皆さまを対象とした研修・セミナーです。天王寺区社会福祉協議会、門真市社会福祉協議会をはじめ、多くの関係機関からご依頼をいただき、ケアマネジャーなど福祉の現場で働く皆さまに向けた成年後見制度の研修を数多く実施しています。そこでは、制度の仕組みを説明するだけでなく、私たちが実際の後見業務や相談業務を通じて経験してきた事例も取り上げています。「どのような状態になったら成年後見制度を検討するのか」「法定後見と任意後見をどう考えればよいのか」「身寄りのない利用者への支援をどうするのか」「後見人とケアマネジャーはどのように情報を共有し、それぞれの役割を果たしていくのか」など、できるだけ現場で役立つ内容をお伝えすることを心がけています。

そして、こうしたセミナーは、私たちが一方的に制度をお伝えする場ではありません。

質疑応答では毎回のように、福祉の現場で実際に直面しているケースについて多くの質問が寄せられます。その声を直接聞くことで、私たちも「現場では何に困っているのか」「専門職にどのような役割が求められているのか」を改めて考える機会をいただいています。もう一つ、大切にしているのが、地域の皆さまが専門職に直接相談できる機会を増やすことです。コスモスおおさかでは、あべのキューズモールにおいて2か月に1回、無料相談会を開催しています。「親の認知症が進んできた」「一人暮らしで将来が心配」「身寄りがなく、今後の財産管理や施設入所が不安」といったご相談の中には、成年後見制度だけでなく、任意後見、遺言、見守り、死後の手続きへの備えなどを早い段階から考えておくことで、将来の選択肢を広げられるものもあります。問題が深刻になってからではなく、「少し心配になってきた」という段階で相談していただくことの大切さを、相談会を通じて私たち自身も改めて感じています。成年後見制度の見直しが進むこれからは、本人の意思を尊重しながら、その方に必要な支援を必要な範囲で考えていくことが、これまで以上に重要になります。制度が変われば、私たち専門職の役割も変わります。しかし、制度がどのように変わっても、本人を中心に、福祉、医療、介護、行政、そして専門職がそれぞれの立場から支えていくことの大切さは変わりません。

コスモスおおさかは、単に成年後見人を担う専門職団体ではなく、地域の皆さまから「成年後見のことなら、一度コスモスに聞いてみよう」「少し気になるケースがあるので相談してみよう」と思っただけの存在でありたいと考えています。そのためにも、新年度も相談会や福祉職向け研修、講師派遣、行政・福祉関係機関との意見交換などを積極的に行い、私たち自身も地域の皆さまから学びながら、一つひとつのつながりを大切に育ててまいります。本誌「コスモスおおさか通信」も、そのつながりをさらに広げる一つのきっかけとなれば幸いです。今後とも、コスモスおおさかの活動に一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

大阪府支部長 泉井 亮太



成年後見制度についてのご相談、お問い合わせは

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター大阪府支部(コスモスおおさか)

大阪府中央区南新町1丁目3番7号 大阪府行政書士会館内

TEL:06-6943-7517

コラム 敬遠されがちだった「成年後見」が身近に？ ～ 柔軟な支援へのパラダイムシフト ～



認知症や障害などで判断能力が低下した方を支える「成年後見制度」。

これまで、「遺産分割などの利用動機が解決しても利用をやめられない」「後見人の包括的な権限により、ご本人の自己決定が制限される」といった理由から、利用を躊躇されるケースが少なくありませんでした。

しかし、見直しに向けた法改正が進んでおり、制度の使い勝手が大きく変わろうとしています。

最大の特徴は、従来の「保佐・補助」などの類型を見直し、真に必要な支援(個別の代理権や取消権)だけをご本人の状況に合わせて設定できるようにする**柔軟化(制度の一元化・オーダーメイド化)**です。これにより、「特定の財産管理や手

続だけサポートしてほしい」といった**個別ニーズに対応**しやすくなります。

さらに、支援の必要性がなくなれば**制度の利用を終了できる仕組み**や、ご本人の利益のために後見人を交代できる新たな解任事由の創設なども議論されています。

これまでの「画一的で強力な保護」から、ご本人の意思を尊重する「**必要なだけの柔軟な支援**」へ。この転換により、皆様がより安心して制度を活用できる社会へと近づくことが期待されます。

この見直しは、障害の有無にかかわらず、誰もが尊厳を保ち、自分らしい生活を継続できる社会の実現に向けた重要な一歩となります。今後の法整備の動向を、我々コスモスおおさか会員も引き続き注視してまいります。

お寄せいただいた相談事例

【年 齢】 75歳・男性
【認 定】 要介護2 認知症なし
障害者手帳2級あり(視覚障害によるもの)
【生活状況】 団地にて独居
【家族関係】 独身(結婚歴なし)姪あり

【収 入】 年金月額約19万円
【支 出】 約16万6,500円

●内訳	
家賃……………	43,000円
各種保険料…	23,500円
光熱費・その他…	20,000円
介護サービス費…	10,000円
食費……………	70,000円

相談内容

【相談に至る経緯】

長年住まわれていた場所から、事情があり数年前に現在のお住まいに引っ越しされてきました。高齢でおひとりということもあり、引っ越しの際は姪が役所手続きなどを手伝ってくれたようですが、その後些細なトラブルをきっかけに「今後は一切関わりを持ちたくない。面倒は見ない。」と言われ、現在は疎遠状態になっています。

以前より足が悪く歩行器を使っていましたが、1人で出かけた際にエスカレーターから転落してしまいさらに足が悪くなってしまったことや、元々目の病気があることもあり、自分の身体がもっと悪くなった時に頼れる親族がいないことを不安に感じておられました。そこで当時の担当ケアマネジャーが任意後見制度の利用をご提案されたところ、ご本人も前向きだったため、面談をすることとなりました。

【本人の意向】

- 現在は金銭管理や日常の身の回りのことは自分でできているので、将来的に身体が動けなくなったり、認知症等で判断能力が不十分になったときにはサポートしてもらいたい。
- 唯一関わりのあった姪とも疎遠になり、何かあっても連絡できる人がいないため、緊急の場合などに頼れる人がいると安心できる。
- 自分の死後のことは親族には頼みたくない。葬儀や納骨をはじめ死後の事務についても全てお願いしたい。

ご本人の意向をお聞きし、移行型の任意後見契約と死後事務委任契約をご提案しました。

現在は「見守り契約」、将来的にご自身での財産管理等が難しくなったときのための「**財産管理等委任契約**」、判断能力が不十分になったときのための「**任意後見契約**」、そして亡くなった後の事務を代理人が実行する「**死後事務委任契約**」を組み合わせることで、切れ目なく最後までサポートできることを説明し、ご本人も納得されて上記契約を締結することになりました。

現在

現在は、デイサービスや訪問介護を利用されながら、日常のことはご自分でされていますので、見守り契約として月に1～2回訪問し、ご自分だけでは困難なことやヘルパーには頼めないことに対してのサポートをしています。

これから

ご本人の「足や目が悪くても、できることは自分でやりたい」という意思を尊重し、今後も担当ケアマネジャーやヘルパーさんなどと連携を取りながら、ご本人の望むサポートを続けていきたいと思います。

解決案



こんなとき、どうする？

支援現場の Q & A



Q1 利用者から「通帳を預けるから、代わりにATMで記帳してきてほしい」「銀行からお金を下ろしてきてほしい」と頼まれたらどう対応すればいいのでしょうか。

A1 金銭管理はケアマネジャーの本来業務ではありません。本人の判断力に問題がない場合は、銀行への同行や手続方法の案内など、本人が自分でできるよう支援することを検討します。判断力の低下がみられる場合は、日常生活自立支援事業や成年後見制度など、適切な支援につなぐ視点が必要です。善意で通帳・暗証番号・現金を預けると、紛失や横領を疑われるリスクがあります。

Q2 自宅に郵便物がたまり、「必要なものだけ選んで整理してほしい」と頼まれたらどう対応すればいいのでしょうか。

A2 郵便物を一度だけ整理して終わるのではなく、本人が内容を確認できるよう支援し、必要なサービスや制度につなぐことが基本です。重要書類の紛失や個人情報の取扱いにも注意が必要です。一度対応すると「いつもの仕事」になり、業務範囲が際限なく広がる可能性があります。

Q3 住民票や印鑑登録証明書などを「市役所で取ってきてほしい」と頼まれたらどう対応したらいいのでしょうか。

A3 公的書類の取得をケアマネジャーが当然に代行できるわけではありません。まず本人ができること・できないことを確認し、本人の権利擁護の視点から、家族や専門職、利用できる制度につなぎます。「ケアマネジャーがやってくれる」と依存的な関係にならないよう、できること・できないことを明確にすることが大切です。

電話相談から制度利用までの流れ

ご相談、お問合せは ☎06-6943-7517

Step1

電話をかけてみよう！

まずは、コスモスおおさかだよりやチラシに載っている番号に電話しましょう。事務局でご用件とご連絡先などを伺いして、後ほど担当者からご連絡差し上げます。



Step2

担当者から電話が来た！

相談担当のコスモス会員からご相談者へ折り返しお電話します。成年後見制度についてのご質問やご相談内容をお話ください。



Step3

訪問をお願いしてみよう！

詳しい説明をして欲しい、成年後見制度の利用を検討しているご本人に会ってみてほしいというときは、ご訪問対応も可能です。ご訪問先のエリア担当2名でお伺いします。日程の調整をしますので、ご都合の良い日時をいくつかお知らせください。

Step4

制度の利用を決めたら！

・ご本人の判断能力がすでに衰えている場合
…法定後見の申立
・今は元気いっぱい判断能力もしっかりしている場合
…任意後見の契約
に向けて、準備を始めましょう。コスモスおおさかから候補者を推薦することも可能です。

Step5

候補者に会ってみよう！

人間同士ですから、相性も大切です。まずは候補者に会ってみましょう。コスモスおおさかから候補者を推薦した場合は、必ず事前にお会いしたうえで、詳しいご本人の状況を伺って、必要な資料を集めたり手続きを進めたりします。

Step6

制度利用へ向けて

今回は、コスモスおおさかから候補者を推薦するまでの流れをご紹介しました。成年後見制度は、後見人等が決まってからがスタートです。ご本人が亡くなるまで、または判断能力が回復するまで、おそらく長〜いお付き合いになります。お一人で悩まずに、まずはお気軽にお電話してみませんか？

相談会・セミナー・寸劇のご紹介

コスモスおおさかでは、成年後見制度を一人でも多くの方に知っていただけるよう、セミナーの講師派遣や、制度をわかりやすく説明した寸劇の開催などを積極的に行っております。利用者様のイベントや、職員研修などの場面で是非ご活用ください。
無料相談会・セミナーをZoomを使用してのオンライン形式でも開催可能です。
セミナー内容・日時もご依頼に合わせて、柔軟に対応させていただきます。
ぜひコスモスおおさかをご活用ください！



成年後見・相続・遺言
無料相談会



コスモスおおさか
成年後見セミナー



コスモスおおさか一座
寸劇セミナー

活動報告・イベント情報

活動報告 2026年4月～2026年9月

2026年4月8日(水)
広報相談部会議 (大阪市中央区)

2026年4月26日(日)
狭山池まつり (大阪狭山市)



2026年5月10日(土)
東大阪市民ふれあい祭り (東大阪市)



東大阪ふれあい祭り 2026年5月10日(土)



毎年5月の第2日曜日(母の日)に開催される、市内最大級の市民参加型イベント「東大阪ふれあい祭り」。今年も賑やかな活気の中で、「コスモスおおさか」として無料相談ブースを出展いたしました。

当日はコスモスおおさかの活動周知をはじめ、成年後見制度の仕組みや生前対策、相続のご相談をお受けいたしました。「実は前から相談したいことがあって…」と足を止めてくださる方も多く、地域みなさまと直接お話していただける大変貴重な機会となりました。

また、将棋文化が根付いている東大阪市ならではの企画として、例年ご好評をいただいている「将棋対戦ブース」も併設いたしました。当会には将棋の腕自慢の会員がおり、そのメンバーに挑もうと多くの方が来場されました。盤を挟んで真剣な対局が繰り広げられ、会話や笑顔が生まれるなごやかな時間となりました。

地域みなさまにとって「気軽に相談できる身近な存在」として安心をお届けできるよう、今後もこうしたふれあいの機会を大切に活動を続けてまいります。

当日ブースにお立ち寄りいただいたみなさま、本当にありがとうございました。

今後のスケジュール 2026年10月～

2026年10月18日(日) 高石商工フェスティバル (高石市)
2026年11月1日(日) 西区民まつり (大阪市西区)
2026年11月14日(土) 枚方社協福祉フェス (枚方市)